

# 進路指導だより

## 卒業後に向けて～移行支援会議について

高等部3年生は卒業まであと2か月ほどになりました。卒業後の進路先もほぼ固まりましたが、就労継続支援A型事業所(就労系福祉サービス)に就職する生徒は、履歴書等の作成、就職試験・面接対策などに頑張っており取り組んでいます。また、自動車免許取得のために放課後は自動車学校に通い始めた生徒もいます。



進路指導部では、学校から進路先や地域へスムーズに移行できることを目的に、移行支援会議を2学期末から実施しています。

移行支援会議では、生徒、保護者、学校(担任、寄宿舎)、進路先(企業、施設等)だけでなく、卒業後にサポートをしていただく関係機関(市町役所福祉課、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、医療など)の方々にも集まってお互さまさま様々情報交換を行い、卒業後の配慮や支援の在り方について共通理解し、みなさんで関わり合い支えていくことを確認します。



つまり、移行支援会議とは、地域社会で暮らす卒業生を支援し応援する“ネットワーク”づくりのきっかけとなるものです。

本校を巣立って社会に出ていく卒業生と保護者におかれましては、期待だけでなく不安もあるかと思えます。しかし、いろいろな場面で応援していただける進路先や関係機関の方々がおられますので、ぜひ社会人として仕事をがんばり、生活をしながら、自分らしく活躍してほしいと願っています。

○移行支援会議の様子 ※1月下旬以降にも2名の会議がある予定です





## 進路のおはなし～「一般就労」について⑥

障害者の一般就労（＝企業に就職して働く）に関わるニュースワードを今回は2つ紹介します。

### ○「法定雇用率」とは？

障害者が働く機会を得て、ともに生活できる社会の実現を目指し、国は法律（障害者雇用促進法）で民間企業に対して障害者の雇用を義務付けています。

従業員数のなかで雇用すべき障害者の割合を「法定雇用率」と言い、現在は2.3%（2021年3月改定）となっています。

ただし、雇用義務があるのは従業員数が43.5名以上の企業が対象で、未満の企業は対象外です。また、雇用率を達成できていない企業に対しては行政指導などもあり、企業もできるだけ障害者雇用を進めようと努力しています。

### ○「合理的配慮」とは？

合理的配慮とは、障害のある人の人権が障害のない人と人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生するバリアや困難さを取り除くための個別の調整や変更のことです。

そして、企業も障害のある従業員に対して合理的配慮を提供する義務があります。“合理的”というのは、企業にも障害のある従業員にも理にかなった合理性、つまり客観的な視点から見ても必要で、お互いが納得できるという意味です。

合理的配慮については一人ひとり必要な内容も違います。そのため、障害者本人からの意思表示も必要です。

### 【具体例】

- 採用面接時に、筆談や手話通訳者の同席を認めること
- 業務連絡や会議に際して、筆談、メール、要約筆記、字幕等を利用すること
- 危険個所や危険の発生等を視覚的に確認できるようにすること